

I 上尾市人権教育推進プラン（基本計画）策定に当たって

1 人権教育推進の背景

(1) 国際社会の動向

20世紀に人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、人権尊重こそが平和の基礎であるという貴重な教訓を得た。そこで、この教訓を形あるものとするために、国連は昭和23年に世界人権宣言（注1）を採択し、「すべての人民とすべての国が達成すべき共通基準」とした。

この人権宣言の精神を実現し、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくするため、国際人権規約（注2）をはじめ人権に関する多くの条約が採択されてきた。また、「国際婦人年（注3）」「国際児童年（注4）」「国際障害者年（注5）」「国際先住民年（注6）」「国際高齢者年（注7）」など、課題別の人権問題への取組も強化してきた。

しかし、このような様々な取組にもかかわらず、世界の各地で戦争やテロ、迫害など人権侵害が後を絶たない状態が続いている。このような厳しい国際社会の諸問題を受けて、第49回国連総会では、平成7年から平成16年までの10年間で「人権教育のための国連10年（注8）」とする決議が行われた。

そして現在、その後を受ける形で「人権教育のための世界プログラム（注9）」が採択され、平成17年から始まった第一段階の行動計画では、「初等中等教育学校制度における人権教育」の推進を重点とし、平成22年からの第二段階では「高等教育及びあらゆるレベルにおける教員や公務員等における人権研修」が重点となった。平成27年から平成31年までを計画期間とする第三段階の行動計画では「第二段階までの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修」を重点とし、令和2年から令和6年までを計画期間とする第四段階の行動計画では「青少年における平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に関する教育及び研修」を重点とし、世界各国で取り組まれている。

また、近年世界で大きな課題となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関しては、国連人権高等弁務官事務所にて国際的な指針である「COVID-19 ガイダンス」を作成し、世界各国で一丸となって取り組むことを提言している。

(2) 国内の動向

我が国においては、昭和22年に日本国憲法を制定し、基本的人権の尊重（第11条）を大きな柱として、それを侵すことができない永久の権利であると定義した。

また、平成9年に「人権教育のための国連10年・国内行動計画（注10）」を策定し、さらに平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。その第5条では、地方公共団体の責務を定め「国との連携を図り

つつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、第7条では、国は人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないと規定された。そして国の「人権教育・啓発に関する基本計画（注11）」が平成14年に策定された。平成23年には、同計画の各人権課題に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが行われた。

平成28年には、「部落差別解消推進法（注12）」「障害者差別解消法（注13）」「ヘイトスピーチ解消法（注14）」がそれぞれ施行され、人権問題を解消するための法整備が引き続き行われている。

(3) 埼玉県における取組

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んでいる。

人権施策の基本的な考え方や推進方向を示した「埼玉県人権施策推進指針」を平成14年に策定、また新たな人権課題へ対応するため、平成24年には第1次改訂、令和4年には第2次改訂がなされている。

県教育委員会では、この人権指針の教育の分野に基づき、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため、平成15年に「埼玉県人権教育推進プラン」を、平成25年にはこれを改定した「埼玉県人権教育実施方針」を策定し、さらにこれまでの取り組みの成果等を踏まえるとともに、第1次改訂後に制定された法令や計画との整合を図り、さらに新たな人権課題へも的確に対応するため、第2次改訂を行っている。

また、令和4年には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」がそれぞれ施行され、人権問題を解消するための条例等の整備が行われている。

(4) 上尾市における取組

上尾市では、平成7年に「上尾市人権尊重都市宣言」を発し、平成11年には「人権教育のための国連10年」に呼応して、市長を本部長とする上尾市人権教育・啓発推進本部を発足させ、平成12年にその実施計画である「上尾市人権教育・啓発推進計画（注15）」を行動計画として策定し、様々な人権に関わる問題を正しく認識し、人権尊重の意識を高めるための人権教育及び啓発事業を総合的かつ計画的に推進してきた。

その後、平成14年に上尾市人権施策推進懇話会（注16）による「上尾市の人権施策推進のあり方」という提言を受け、市が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした人権施策の基本的な指針を策定することとし、平成16年に「上尾市人権施策推進指針（注17）」を策定した。

また、人権施策の中で枢要な部分を担う人権教育の推進については、平成15年教育委員会に上尾市人権教育推進協議会（注18）を発足させ、本市におけ

る人権教育推進基本方針について平成16年に答申をした。

市教育委員会では、これら「上尾市人権施策推進指針」（平成16年策定）及び「上尾市人権教育推進基本方針について」（上尾市人権教育推進協議会答申・平成16年）を受け、全ての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現することを目指すとともに、様々な人権課題の解決を図るため、人権教育の分野においてその実現を具体化しその進行管理に資するものとして、平成19年に「上尾市人権教育推進プラン（基本計画）」（以下「推進プラン」という）を策定、平成29年に改訂し、学校等、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進している。

2 推進プランの改訂

(1) 改訂の趣旨

上尾市では、平成19年に推進プランを策定、平成29年には改訂し、学校等、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進しているところである。

しかしながら、近年、社会情勢の変化は著しく、いじめの認知件数や児童虐待相談対応件数の増加、インターネット上での個人に対する誹謗や中傷等が社会問題となっている。さらには、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により災害時における人権への配慮、性的指向・性自認といった新たな人権課題も顕在化している。このような状況の中、これら新たな人権課題に対応するとともに、推進プラン【改訂版】策定後に制定された法令等との整合を図るため、推進プランを改めて改訂することとした。

(2) 推進プランの性格

ア 令和3年に改訂された「上尾市人権施策推進指針<第2次改訂版>」のうち、上尾市教育委員会、学校等における人権教育の重点目標、取り組むべき施策や人権教育実施の方向性を示すものである。

イ 「第6次上尾市総合計画」及び「第3期上尾市教育振興基本計画」を踏まえたものである。

(3) 推進プランの実施

実施に当たっては、長期的視点に立ち継続的に取り組むこととする。

そのため、概ね10年程度を見通したものとする。

なお、学校等、家庭、地域社会の今後の状況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

3 推進プラン体系図

上尾市人権教育推進プラン（基本計画）

上尾市人権教育推進基本方針

【～一人一人の個性と文化を尊重し、多様性を認め合う豊かな心を育む～】

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 市民が主体となる人権教育 | 2. 生涯を通じた人権教育 |
| 3. 人権感覚を培う人権教育 | 4. 共生の心を育む人権教育 |

この基本方針に基づき、全ての人の基本的人権が尊重される上尾市を目指し、様々な人権課題を解決するために、学校教育、社会教育における人権教育を推進する。



推進方策

学校教育における人権教育

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。

【推進の具体策】

- 1 人権教育推進体制の確立
- 2 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成
- 3 指導内容・方法の工夫、改善
- 4 教育相談体制の充実
- 5 教職員の研修の実施
- 6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

社会教育における人権教育

市民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現に努める。

【推進の具体策】

- 1 生涯学習の視点に立った人権教育の推進
- 2 人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実
- 3 人権教育を推進するための指導者の養成
- 4 地域に根ざした人権教育の推進

各人権課題に対する取組

- 女性 ○子供 ○高齢者 ○障害のある人 ○同和問題 ○外国人 ○H I V感染者等
○アイヌの人々 ○インターネットによる人権侵害 ○北朝鮮当局による拉致問題
○災害時における人権 ○性的指向・性自認に関する人権 ○様々な人権問題